

国 住 昇 第 1 5 号
平成 2 7 年 3 月 6 日

遊戯施設関係団体 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

遊戯施設の安全な運行管理・維持保全の徹底について

遊戯施設の安全確保については、かねてよりご尽力いただき、感謝申し上げます。

遊戯施設に係る事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において、原因の究明及び再発防止策の提言を行っております。これまで報告された遊戯施設に係る事故の中には維持管理・運行管理に係る問題が起因しているケースも見受けられているところであり、再発防止に向けた課題を解消していくことが重要です。

については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会で報告された事故を踏まえ、下記の項目について十分に点検・検証を行うとともに、必要な技術的検討を行う等、今後の事故発生の減少に向けてご協力をお願い致します。

記

- 1 製造者において、施工等において特に注意すべき事項を明らかにし、関係者間で情報共有をすること等により、遊戯施設の各構造部分における高い精度の施工の確保及び各装置が有効に動作することの確認を徹底すること。
- 2 積載荷重が過剰となった場合には、製造者において遊戯施設の運行を行わない構造とし、又は運営者において運行管理とすること。
- 3 製造者において、減速の遅れにより、地盤やコース上の他の客席に衝突する

おそれのある遊戯施設について、所定の速度を超過していた場合に、自動で客席を安全に停止する装置についての検討を行うこと。

- 4 製造者において、コースター等の走路上等に設置される制動装置、移送装置の状態を感知し、装置の状態に異常が発生した場合は警告を発するなど、万が一不具合が生じた場合でも確実に安全性を担保できるよう、当該装置を多重化する等の対策を行うこと。
- 5 製造者において、遊戯施設に用いられている部品等が脱落、折損しないような構造及び点検・維持管理の方法等について検討をすすめること。また、管理者においては、万が一の部品落下を考慮し、走路の下については立入禁止措置を講じる等の対策を行うこと。
- 6 保守点検において、定期検査制度等を活用することにより、機器を交換すべき時期に確実に交換が実施される仕組みとすること。

以上